

あそか苑まあや保育所重要事項説明書

1 事業所の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人明照会
事業者の所在地	伊丹市中野西1丁目18番地
事業者の連絡先	072-785-0109
代表者氏名	理事長 善 部 修

(2) 事業所の概要

種別		小規模保育事業（A型）		
名称		あそか苑まあや保育所		
所在地		伊丹市中野西 1 丁目 7 － 4		
連絡先		電 話：0 7 2－7 7 0－5 2 0 3 F A X：0 7 2－7 4 4－6 1 6 2		
施設長氏名		中 川 恵 美		
開設年月日		令和 6 年 4 月 1 日		
利用定員	3 号認定	0 歳児	1 歳児・2 歳児	合計
		3 人	1 6 人	1 9 人
当園の基本理念・方針		《基本理念》 ◇子どもたちの健やかな『心』と社会性を育み、人間形成の礎を築きます。 ◇子どもたちの個性や発達を大切にし、その子らしさを伸ばしていきます。 ◇保護者の支援とともに、地域における子育て家庭への支援の核となるよう社会的役割を果たしていきます。 〈保育目標〉 ▽心と身体の健康を育む ▽おともだちと力を合わせて活動できる ▽あいさつができる		

	▽相手を思いやる心を持つ ▽自分から進んで取り組み、考え、表現できる ▽物事を素直に感受し、よろこびや悲しみを共感できる <保育方針> ○子どもの健康と安全を基本として、高齢者との関わりや友達とのふれあい食事などを通じて、思いやりや社会性・マナーを育み、子どもの健全な心と体を育てていきます。 ○子どもの特徴や意欲、発達過程を踏まえ、個人差に配慮しながら集団活動が円滑に行えるように進めます。 ○保護者との連携や、地域との交流を進めるなかで、子育てに関する助言や支援を通じて地域社会に貢献していきます。
--	---

(3) 施設の概要

敷 地	敷地全体	4 3 0 . 7 4 m ²
	園庭	6 2 . 9 8 m ²
園 舎	構造	鉄筋コンクリート造 3階建
	延べ	4 7 2 . 5 4 m ²

(4) 主な設備の概要

設 備	部屋数	備 考
保育室	3 室	ひよこ組：0歳児クラス りす組：1歳児クラス うさぎ組：2歳児クラス
調乳室	1 室	
沐浴室	1 室	
配膳室	1 室	
事務室	1 室	
調理室	1 室	
地域交流室	1 室	
多目的室（遊戯室、ホール）	1 室	

（５）職員体制（令和７年４月１日 現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	１人	１人		
保育士	９人	２人	７人	
保育補助者	２人		２人	
事務職員	１人	１人		
栄養士	１人		１人	調理員兼務
調理員	３人		３人	
嘱託医	２人		２人	小児科医 １人 歯科医 １人

（６）利用定員ごとの特定地域型保育の提供する曜日等

【３号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	７時～１８時（１１時間）
	保育短時間	８時３０分～１６時３０分（８時間）
	産前産後育休保育時間	９時～１６時（７時間）
延長保育	保育標準時間	１８時～１９時（平日のみ）
	保育短時間	７時～８時３０分（平日のみ）
		１６時３０分～１８時（平日のみ）
一時保育	月～金曜日	９時～１６時
開所時間	月～金曜日	７時～１８時
	土曜日	７時～１８時
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（１２月２９日～１月３日）	

(7) 利用料等

利用者負担（月額保育料）		伊丹市が定める利用者負担（保育料）	
行事費	行事に係る費用	遠足等に係る交通費や施設使用料	随時、実費徴収する。
保険加入に係る 保護者負担	本事業所が加入する災害共済給付 （日本スポーツ振興センター）の 保護者負担分		年 額 2 1 0 円
教材費等	屋外活動用帽子 保育教材費等（2歳児：シール帳・シール含む）		1 , 1 0 0 円 実 費
その他	保育認定こどもの 延長保育に係る 利用者負担	保育標準時間認定 （11時間利用）	延長保育の申請：あり 月 額 4 , 0 0 0 円 保育料第1階層 無料 保育料第2階層 月 額 1 , 0 0 0 円 延長保育の申請：なし 18時を超え 18時30分まで 1 回 1 , 0 0 0 円 18時30分を超え19時まで さらに 1 回 1 , 0 0 0 円
		保育標準短時間認定 （8時間利用）	延長保育の申請：あり 月 額 5 0 0 円 保育料第1階層 無料 保育料第2階層 無料

			延長保育の申請：なし 7 時を超え 7 時 30 分まで 1 回 5 0 0 円 以降 8 時 30 分まで 30 分毎 5 0 0 円 16 時 30 分から 18 時まで 上記と同様の取扱い
	保育認定こども の一時保育に係 る利用者負担	一時保育	1 人当たり 日額 2, 8 0 0 円 (給食費含む) 生活保護受給世帯 無料 前年度の市町村民税 が非課税の世帯 1 人当たり 日額 1, 0 0 0 円

- (注) 1 第 1 階層・・・利用子どもの保護者が生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者
又は児童福祉法第 6 条の 4 第 1 項の里親である世帯
- 2 第 2 階層・・・第 1 階層を除き当該年度分（延長保育を受けた月が 4 月から 8 月ま
での場合にあっては、前年度分）の市町村民税を課されない世帯

(8) 支払方法

口座振替 (支払い期日 毎月 27 日)

（ ９ ） 提供する特定地域型保育の内容等

①子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育を提供します。
②特に、高齢者施設に併設している特性を生かして、高齢者との交流などを積極的に進め、社会性や思いやりなどを育みます。
③給食は、できる限り変化に富んだ献立とし、子どもの健全な発育に必要な栄養量に配慮したものを提供します。（調理は、あらかじめ作成した献立表に従って行います。）
④給食は、児童の年齢に応じ、順次、提供するとともに、食物アレルギー等、体質に合わない食材にも配慮します。

（ １ ０ ） 年間行事予定

月	行 事 内 容
4 月	入園式・進級式
5 月	こどもの日交流
6 月	内科健診、歯科検診
7 月	七夕会、水遊び、保育参観
8 月	水遊び、夏のクッキング、個人懇談
9 月	敬老の日交流、まあやまつり
1 0 月	遠足、ハロウィンの交流
1 1 月	運動会
1 2 月	クリスマス会、内科健診
1 月	冬のクッキング
2 月	豆まき、バレンタイン交流
3 月	お別れ会、卒園式

《保護者参加行事（予定）》

- ・ 入園式 ・ 保育参観 ・ 個人懇談
- ・ まあやまつり ・ 運動会 ・ 卒園式（2歳児）

（１１）利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【３号認定子ども（保育認定）】

利用者の内定	市の利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	①３号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ②保護者から退園の申出があったとき ③利用継続が不可能であると市が認めたとき ④その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	①登園は９時までにお願いします。 ②当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は９時までにアプリ「さくら days」にてご連絡ください。 ③原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。緊急の場合で、お迎えが遅れたり、予定とは違う方がお迎えに来られる際はメッセージにて変更連絡をお願いします。 ④登園後に３７．６℃を超えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。 ※熱がなくても、嘔吐やひどい下痢が２回起こった場合など、急な体調不良の場合は連絡しますので、お迎えをお願いします。 ⑤保育中の発熱等で、保護者の方への連絡が必要になることがありますので、出張、研修等で、通常の勤務先におられない場合は、いつでも連絡がとれるように、行き先や連絡先をお知らせ願います。

（１２）嘱託小児科医

医療機関の名称	伊丹たかの小児科
医院長名	小 野 安 希
所在地	伊丹市大鹿４丁目５９
電話番号	０７２－７６７－６５６８

(1 3) 嘱託歯科医

医療機関の名称	うえだ歯科医院
医院長名	上 田 晃 己
所在地	伊丹市中野西 4 丁目 6 6 番地 辻田ビル 1 階
電話番号	0 7 2 - 7 7 3 - 4 6 1 8

(1 4) 緊急時における対応方法

特定地域型保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	伊丹市消防局 西消防署池尻出張所
所在地	伊丹市池尻 3 丁目 5 5 番地
電話番号	0 7 2 - 7 7 8 - 0 1 1 9

【管轄する警察署】

警察署名	伊丹警察署
所在地	伊丹市千僧 1 丁目 5 1 - 2
電話番号	0 7 2 - 7 7 1 - 0 1 1 0

(1 5) 非常災害対策

防火管理者	中 川 恵 美
消防計画届出年月日	令和 6 年 8 月 3 0 日
避難訓練	避難及び消化を想定した訓練を月 1 回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
避難場所	桜台小学校
緊急時の連絡手段	電話、アプリ「さくら days」メッセージ

(1 6) 相 談 ・ 要 望 ・ 苦 情 窓 口

相談・苦情受付担当者	澤 岨 真 衣	副主任保育士
相談・苦情解決責任者	中 川 恵 美	園長
苦情解決第三者委員	鈴 木 稲 弘	連絡先：０９０－１０７３－８４３７
	木 下 行 徳	連絡先：０９０－５１６３－０２７０

【要望・苦情等への対応方法】

- (1) 要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。
- (2) 要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、伊丹市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、報告します。

(1 7) 賠 償 責 任 保 険 の 加 入 状 況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	保育中の事故に伴い、損害賠償請求者に支払うべき損害賠償金等
保険金額	１事故につき最大１億円

(1 8) 個 人 情 報 の 取 り 扱 い

特定地域型保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

(1 9) 連 携 施 設

連携施設の名称	長尾保育所
連携施設の種類	認可保育所
連携協力の概要	■ 保育内容の支援 ■ 園庭の開放 ■ 合同保育 ■ 保育に関する助言 ■ 代替保育の提供 ■ 卒園後の受け皿の設定

(2 0) その他保護者に説明すべき事項

①土曜日の保育について

土曜日に保育を希望される方は、別に申請が必要となります。

入園して、慣らし保育が終了した週の土曜日から保育可能です。

※0 歳児ひよこ組は 1 歳の誕生日を迎え、さらに普通食になってから保育が可能です。

(申請書は、当園からお渡しします。)

②薬の取り扱いについて

薬の与薬は行っていません。

「抗生剤」のみお預かりが可能です。「与薬依頼票」「薬の説明書」と共に当日 1 回分のみを薬の袋や容器に入れて、当日の朝に保育士に手渡して下さい。

(必ずクラス名、記名をお願いします)